

平成 29 年度の硫黄島に係る遺骨収集帰還の実施計画

平成 29 年 4 月 13 日

硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議

平成 29 年度の硫黄島に係る遺骨収集については、「平成 26 年度以降の硫黄島に係る遺骨収集帰還の取組方針」（平成 26 年 3 月 26 日硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議決定（平成 27 年 4 月 14 日及び平成 29 年 4 月 13 日同会議で一部修正））に基づき、以下の取組を実施する。

1. 滑走路地区の掘削・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、遺族等関係者の立会の下、民間業者を活用し、以下のとおり、滑走路地区の掘削・遺骨収容を実施する。また、掘削・遺骨収容の結果について、位置情報を含め記録する。
 - ①未探索の壕（1箇所）について作業の安全を確保した上、調査を引き続き行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ②集水区域の反応箇所（523箇所中、平成 28 年度に実施していない箇所の全て）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
 - ③誘導路・給油施設等下の反応箇所（60箇所中、平成 28 年度に実施していない箇所の全て）について掘削を行い、遺骨が確認された場合には、その収容を行う。
- 厚生労働省は、収容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・滑走路地区において安全かつ円滑に掘削・遺骨収容するための技術的知見の提供及び滑走路運用面の調整
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者、民間業者従業員、収容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・燃料の有償支援
 - ・厚生労働省職員、遺族等関係者及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・遺骨収容に係る在島自衛官の支援
 - ・不発弾の処理及びガス検知支援

2. 外周道路外側の面的調査・遺骨収容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、職員を常駐させ、民間業者を活用し、外周道路外側の平成 29 年度の区分について、米国資料調査により得られた壕等の情報及び日本側収容実績等の分析を踏まえ、平地地表面の踏査及び崖地地表面の調査を行う。踏査及び調査の結果、遺骨・壕等の存在が推測される地点について掘削を行う。

また、面的調査の結果について、位置情報を含め記録する。

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺族やNPO等の協力を得て、遺骨収集団を派遣し、上記の面的調査並びに平成27年度及び28年度区分の面的調査により確認された壕等のうち、実施可能な箇所からの遺骨收容を行う。
- 厚生労働省は、收容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集団員、民間業者従業員、收容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 遺骨收容に係る在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

3. 平成23年度から平成25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等からの遺骨收容の実施

- 厚生労働省は、防衛省の支援を受けつつ、遺骨収集団を派遣し、平成23年度から平成25年度にかけて実施した面的調査により確認された壕等のうち、平成25年度に確認された1箇所（トーチカ）について、平成28年度に引き続き調査を行い、遺骨が確認された場合には、その收容を行う。

なお、トーチカ上部の崖地の一部は天然記念物の生息エリアにあることから、文化庁より掘削の同意を得る。
- 厚生労働省は、收容された遺骨を硫黄島にある仮安置所に安置し、年度末に送還する。
- 防衛省は、以下の支援を行う。
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集団員、民間業者従業員、收容された遺骨、重機及び物資の輸送支援
 - ・ 燃料の有償支援
 - ・ 厚生労働省職員、遺骨収集団員及び民間業者従業員の宿泊・給食施設の提供支援
 - ・ 遺骨收容に係る在島自衛官による支援
 - ・ 不発弾の処理及びガス検知支援

4. その他

- 関係省庁会議は、滑走路地区の掘削・遺骨收容、外周道路外側の面的調査・遺骨收容等の状況について、厚生労働省のホームページに随時掲載し、公表する。
- なお、平成28年4月に戦没者の遺骨収集の推進に関する法律（平成28年法律第12号）が施行され、戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を総合的に策定し、确实

に実施することが国の責務と位置づけられた。

同法に基づき、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として、(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会が指定され、硫黄島においては、同年11月から、厚生労働省が、遺骨収集等に関する業務を(一社)日本戦没者遺骨収集推進協会に委託し実施している。